

令和4年度 文教委員会資料①

【所管事務の調査（報告）】

川崎市犯罪被害者等支援条例の運用状況について

資料

川崎市犯罪被害者等支援条例の運用状況について

市 民 文 化 局

(令和5年2月2日)

川崎市犯罪被害者等支援条例の運用状況について

1 条例制定までの経過

- 平成20年5月に「川崎市犯罪被害者等支援相談窓口」を開設
- 令和3年12月15日に「川崎市犯罪被害者等支援条例」を制定
- 令和4年4月1日に同条例を施行し支援を開始

本市では、この条例に基づき、被害者等からの相談に応じて、その状況や支援ニーズを把握し、神奈川県警察被害者支援室及び神奈川県被害者支援センター等と連携を図りながら、希望に沿った各種支援の提供、窓口に関する情報の提供や助言など、被害に遭われた方に寄り添った支援を行っています。

2 犯罪被害者等支援相談窓口

ワンストップ支援窓口として、犯罪被害者等からの相談対応、条例に基づく支援の申請受付、犯罪被害者等支援に関する庁内各課・庁外関係機関等との連絡調整など、専門の相談員による支援を行っています。

- ◆受付時間：午前9時～午後5時、月～金曜（祝日・年末年始を除く）
- ◆相談窓口：市民文化局市民生活部地域安全推進課内
- ◆相談員：社会福祉専門職（会計年度任用職員）
- ◆相談方法：電話、市ホームページの相談フォーム、ファクス、面談等



犯罪被害者等支援シンボルマーク
「ギョッとちゃん」（警察庁）

3 条例に基づく支援メニュー

支援名称	支援内容	
法律相談	被害者等が直面する訴訟や損害賠償などの法律に関する問題の解決を図るため、弁護士による法律相談を実施	1案件2回まで
カウンセリング	犯罪等により受けた精神的な被害が早期に軽減し、または回復することができるよう心理学の専門家によるカウンセリングを実施	1案件14回まで
見舞金	人の生命又は身体を害する行為に係る犯罪等により死亡された被害者の遺族に支給	遺族（30万円）
	人の生命又は身体を害する行為に係る犯罪等により、医師の診断により1か月以上の療養、かつ3日以上入院等を要する重傷病等を負われた場合に支給	重傷病（10万円）
	強制性交等の性犯罪被害を受けた場合に支給	性犯罪被害（10万円）
転居	従前の住居に居住することが困難となった場合に、新たな住居に転居するための費用を一定額助成	1回20万円を上限に1案件2回まで
緊急避難	神奈川県が実施する緊急避難場所の提供（ホテルへの宿泊3泊まで）を受けている方に、必要に応じて延泊を実施	県の支援に4泊加え、最大7泊まで
家事等	日常生活を営むために家事や介護等支援としてホームヘルプサービスの利用を必要とする際の費用を助成	1回1時間4,400円を上限に60時間まで
一時保育	就学前の児童の保育が困難となった場合に、一時保育の費用を助成	1人1日2,900円を上限に10回まで
配食	食事の用意をすることに支障が生じている場合の配食費用を助成	1人1回1,000円を上限に30回まで
一時預かり等	小学校児童の一時預かりを利用する際の費用を助成	1人1日9,000円を上限に10回まで
教育	通学が困難となった場合に、教育関係費（家庭教師・送迎等）を助成	1人48,000円を上限

4 これまでの取組

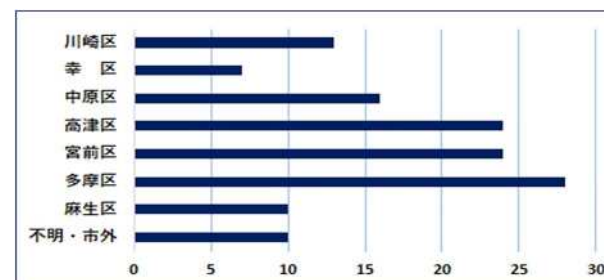
(1) 個別相談支援

ア 相談支援件数（延べ数） ※令和4年度は12月末現在

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
相談件数	20	27	25	47	132

- 相談件数は、条例制定後から支援につながらない案件も含め、大きく増加している。
- 相談方法は、電話での相談が一番多く103件（78%）となっている。次にメール19件（14.4%）、訪問7件（5.3%）、面談3件（2.3%）となっている。

ウ 相談者住居



- 相談者の住居は、多摩区が一番多く、次に高津区、宮前区となっており、北部地域からの相談が多くなっている。

(2) 令和4年度支援実績 ※令和4年度は12月末現在

見舞金		緊急避難	家事等	配食
重傷病	性犯罪被害			
2件	3件	2件	1件	2件

- 支援実績は、9名に対して10件の支援を行っている。現在も継続中の案件もあり、引き続き、被害に遭われた方に寄り添った支援を行っていきます。

(3) 市民等への広報啓発事業及び研修の実施

犯罪被害者等の置かれている状況、抱えている問題、二次被害の防止等について、市民等の理解を深めるよう啓発活動を行うとともに、市のワンストップ支援窓口や支援内容等の広報を行っています。

- 条例及び条例に基づく支援施策の周知（かわさき市政だより4月号・市ホームページ）
- 警察署等関係機関への啓発用ちらし、ポスター、支援内容啓発用リーフレットの作成・配布
- eラーニングの実施
- 犯罪被害者週間啓発イベントの開催：令和4年11月29日（火）川崎市産業振興会館
 - ・基調講演会 講師：犯罪被害者御遺族
 - ・パネルディスカッション：犯罪被害者御遺族、神奈川被害者支援センター所長、弁護士、地域安全推進課長

(4) 犯罪被害者等支援体制の充実に向けた取組

被害者等が直面する様々な問題に関係機関が連携して対応し、途切れない支援を行うため、庁内の支援体制の整備に取り組むとともに、関係機関等との連携支援体制の充実に向けた取組を行っています。

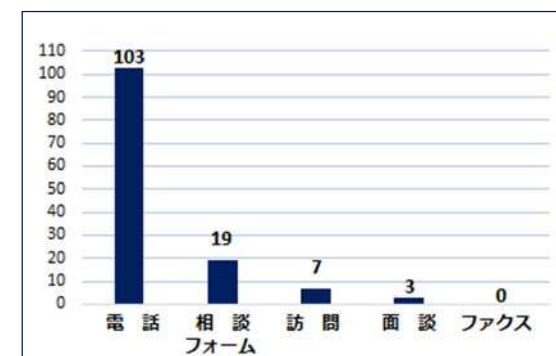
- 川崎市犯罪被害者等庁内連絡会議の開催
- 川崎市犯罪被害者等支援有識者会議の開催
- 市内各警察署被害者支援ネットワークへの出席
- 国、県、支援機関等主催の各種会議、研修会への参加

5 今後の取組

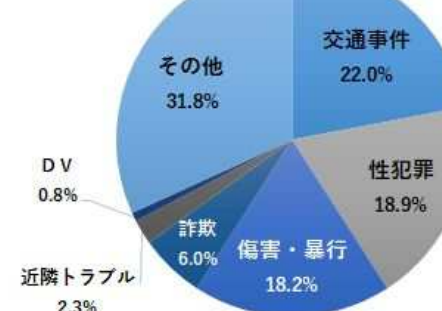
途切れない支援の実現に向けて、川崎市犯罪被害者等支援条例に基づく適切な支援及び神奈川県警察等の関係機関との連携体制の強化を図るとともに、有識者や被害当事者等からの御意見も伺いながら、本市の犯罪被害者等支援施策を進めていきます。

また、川崎市犯罪被害者等支援相談窓口、条例等の周知に加え、犯罪被害者等支援について市民理解を促進する普及啓発活動や研修等を実施していきます。

イ 相談方法



エ 犯罪種別



- 犯罪種別では、交通事件での相談が最も多く、次に性犯罪、傷害・暴行となっている。

